

別表三（七）の記載の仕方

この明細書は、不動産特定共同事業法第2条第5項（定義）に規定する不動産特定共同事業者である法人が措置法第63条第2項第1号（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）に規定する短期所有に

係る土地の譲渡等（令和8年3月31日以前に行うものを除きます。）について同条第3項（第9号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。